

## モニタリング実施報告書

平成26年度（任意・定期）（**指定管理者**）本市）モニタリング実施報告書

施設名	那覇市精神障がい者地域生活支援センター
所在地	那覇市長田1丁目24番27号
指定管理者	名称 公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会 代表者 会長 島田 正博 住所 南風原町字宮平206-1 電話 (098) 889-4011
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年度間）
モニタリングの実施方針・方法等	指定管理者による公の施設の管理運営の適正化、住民サービスの向上および経費削減の効果等を検証するため、指定管理者より年度業務報告書、事業計画書、アンケート調査結果等を事業課へ提出し、モニタリングシート等を活用したモニタリングの実施を行う。
担当部課（問合せ先）	福祉部 障がい福祉課 TEL：098-862-3275 内線 E-mail：

### モニタリング総合コメント（**指定管理者**）本市）

各項目ごとにモニタリングを行うことで、普段の活動体制の質を再確認できた。見えてきた課題を、よりスムーズに業務遂行できるきっかけにしたい。

### 今後の業務改善等に向けた方針（**指定管理者**）本市）

- 1 改善・是正事項  
利用契約書の内容（原本保管）の改正
- 2 課題事項  
個人情報取り扱いなどの研修・勉強会への参加
- 3 最重要事項  
特になし
- 4 その他  
特になし

<p><b>1 基本的考え方及び管理体制</b></p>
<p>施設利用者が安心して利用できるよう、施設および事業(活動)の安全に最善を尽くす。</p> <p>① 電気、水道、ガス、火災警報装置の法定点検(年1回以上)、自主検査を実施する。</p> <p>② 施設消防計画を定め、火災、地震、その他の災害の予防および人命の安全並びに被害の極限防止を図る。施設において防火管理者を選任し、火元責任者をおく。</p> <p>③ 緊急火災時対応マニュアルを作成し、利用者の見やすいところに掲示する。</p> <p>④ 防火管理者は、防災教育および訓練を実施する。消防訓練を実施するときは、消防署へ通知するものとする。</p>
<p><b>2 公の施設のサービス向上及び経費削減</b></p>
<p>【サービスの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月2回実施の利用者ミーティングを実施し、利用者の生の声を取り上げ、支援センターなんくるの運営改善に反映させる。</li> <li>・ 投書箱を設置し、利用者の権利擁護と苦情や要望を取り上げるようにする。</li> <li>・ 引きこもりや未受診者を防ぐため、保健所と連携しながら、必要時利用者の同行支援を行う。</li> <li>・ 障害者手帳や障害年金などの申請・制度利用の活用支援を行う。</li> <li>・ 新たな事業の導入による事業収益を確保し、地域交流事業の促進に反映させる。</li> <li>・ 医療機関への同行支援時にも使用可能なPHSを活用している。</li> </ul> <p>【経費削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月発行している機関紙『なんくるないさ〜』については、関係機関へは必要に応じてインターネット(Eメールでの添付)を利用しての発送を行い、直接の紙面発送については、九州障害者定期刊行物発送機関(QSK)のサービスを利用することで、これまでの郵送料のコストを抑える。</li> <li>・ 夜間電話相談における転送サービスについては、留守電音声メッセージによる番号案内より、携帯電話へ直接電話をかけてもらうシステムを行うことで、転送通話料金(夕方17時以降に、なんくるへ電話した場合携帯電話へ転送され、その際に携帯電話への通話料金が発生)を抑える。</li> </ul>
<p><b>3 団体の概要及び管理運営能力(経営状態)</b></p>
<p style="text-align: center;">別紙参照</p>

- ※ (1) 上記の項目は、指定管理者を選定する際の選定基準(審査項目)、実際の業務履行内容等を比較・確認した整理を想定しています(仕様書等で要求している水準の確保等も含みます)。
- (2) 具体的には、業務履行等、各種モニタリングシート等を活用し確認等をした内容を基にした記入を想定しています。

※ 添付資料 指定管理者による管理運営状況

(別紙) 法人の概要

(平成27年 3月現在)

団 体 名 公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会  
代 表 者 会 長 島 田 正 博  
所 在 地 南風原町字宮平206-1  
設立年月日 1994 (平成6) 年10月17日

沿 革

1979年、沖縄で初めての精神障害者家族会が久米島で発足。

1988年、久米島・宮古・北部・那覇・浦添などの家族会が集まり、沖縄県精神障害者家族会連合会 (会長・山里八重子) が発足。

1994年、沖家連を発展解消、社団法人沖縄県精神障害者福祉会連合会 (以下：沖福連) を設立。法人設立以降、沖福連は、通所授産施設、地域生活支援センター、グループホーム設立や、精神障害者の社会参加促進事業 (スポーツ、音楽・芸術文化、当事者・家族・地域交流等)、居宅介護支援事業及び相談支援や地域移行支援事業など、精神障害者等に対する理解促進と地域で当事者・家族を支える社会資源の拡充に努めている。

業務内容

(具体的な法人の活動内容や活動の特徴など)

①障害福祉サービス事業、相談支援事業

グループホーム、地域活動支援センターで相談支援事業  
就労移行支援、就労継続B型、自立訓練 (多機能事業)

②地域活動支援センター、沖縄県地域移行支援事業

沖縄こころの芸術・文化振興事業、ピアカン・家族相談事業

③ 沖縄及び全国家族大会 (研修会開催)、会報「にぬふあぶし」毎月発行

④ 当事者のヘルパー資格取得のための養成講座、居宅生活支援

⑤ 各種研修会、全国・九州スポーツ大会への派遣事業など

## 団体の理念・基本方針等

全国及び県内各地域の家族会及び病院家族会との連携を緊密に行い、精神保健思想の普及啓発を行うとともに、精神障害者等の地域社会における自立と参加の促進を図り、もって県内の精神障害者等の福祉の増進及び県民の精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (ア) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業及び相談支援事業
- (イ) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の受託
- (ウ) 精神障害者家族会の育成
- (エ) 精神保健福祉に関する研修会の開催
- (オ) 精神保健福祉に関する研修会の開催
- (カ) 訪問介護員の養成研修事業
- (キ) 居宅介護等事業に関すること
- (ク) その他のこの法人に目的達成のために必要な事業